

新司法試験調査会在り方検討グループ(第11回)議事録

(司法試験管理委員会庶務担当)

1 日時

平成15年11月7日(金) 10:00 ~ 12:10

2 場所

法務省大臣官房人事課会議室

3 出席者

(委員)

磯村保，小津博司，柏木昇，釜田泰介，鈴木健太，中川英彦，宮川光治
(敬称略)

(同委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課))

池上政幸人事課長，横田希代子人事課付，古宮義雄試験管理官

4 議題

(1) 協議

① 報告検討グループにおける議論を受けて

- ・短答式試験における科目ごとの最低ラインの設定について
- ・総合評価における短答式試験と論文式試験の比重について

② 論文式試験における科目ごとの最低ラインの設定について

③ 選択科目における共通の基準等について

(2) 今後の予定

5 議事等

【釜田委員】早朝からお集まりいただきましてありがとうございます。第11回の在り方検討グループ会議を開催いたします。

協議事項の第1は，報告検討グループにおける議論を受けて在り方検討グループとしていろいろと御指摘いただいた点をどういうふうに考えるかをここで決めたいと存じます。

第1点は，短答式試験における科目ごとの最低ラインの設定についてでございます。当日御出席の委員から何か補足していただけたことがございましたら御意見をいただけたらと思います。私の印象では，最低ラインを設ける趣旨は，在り方検討グループと報告検討グループ委員のお考えなっているイメージとは少し食い違っているという印象を持った次第です。特に印象に残りましたのは，アナウンス効果という点について，競争が激化して法科大学院が予備校化していくおそ

れないかという御指摘がございました。その点も踏まえて御意見を頂戴できたらと思います。何か最終報告案の中で修文すべきなのか、従前どおり最低ラインを設けるという形で答申を出すべきなのか、その点いかがでしょうか。

【鈴木委員】この前の報告検討グループでは、出だしは「在り方検討グループにおける意見の整理」で「あらかじめ科目ごとの最低ラインを設けるものとする。」とされていることについて、「あらかじめ」ということの意味はどうかということから始まったんですね。最低ラインを設けること自体の是非というよりは、「あらかじめ」というのはどういう意味でしょうかと。採点が終わった後に今回はどうしましょうかと決めるのか、あるいは、実施前に、問題を作る前から、毎年今の論文式試験のように10点というふうに決めるのか、あるいは問題を作成して実施前にというような「あらかじめ」なのか、そこはどうでしょうかということから始まったのですが、途中からそもそも最低ラインを設けることの是非という方に変わって行ったという感じがします。そして一部の委員からは、最低ラインは低すぎると意味がないし高すぎると害があるというような御意見が出て、最低ラインを設けること自体の是非ということになったと思います。ですから、この議論をする場では、その辺を少し意識して議論しないと混乱するのではないかと思います。報告検討グループでも、最低ラインを設けること自体の是非についてどの程度反対意見があったかといいますと、私は良く分からない気がします。

アナウンス効果というのは、「あらかじめ」というところとかなり関連するところとございまして、逆になぜ最低ラインを設けるのかということと、後に司法修習が控えているということを考えれば、極端に成績が偏っているのは好ましくないという趣旨ですので、それはまたちょっとアナウンス効果とは別の問題ではないかという気がします。

【磯村委員】当日欠席しましたので、議論のニュアンスを受け止めることができないのですが、短答式試験全体については合格ラインを設定するということは新司法試験法の前提になっているのだと思うのですが、そうすると、科目ごとにするか総合点でするかどうかは別にして、ほとんど共通に当てはまる議論なのではないかと思いますので、科目ごとに設定するということの必要性というのは恐らく在り方検討グループの各委員がおっしゃったところに尽きるのではないかと思います。その上で、例えば仮に合格点が8割という計算を考えましたときに、8割を3科目平均でとるとすると8割の3で24ですが、その時に9.5, 9.5, 6というのは、合格点に総合点では達しているのですが、仮に最低ラインを6割ないし6割以下と設定すると、8割を期待する者について6割しかとれないという科目があったときに不合格にするのが適切かどうかという問題に帰着するのではないかと思います。それから、法科大学院が予備校化するという問題は、最低ラインの設定とはあまり直接にかかわらないのではないかと思います。感じるのですが、なぜそのような御議論が出たかということ、もし何か付加的なことがございましたら御説明いただきたいのですが。

【鈴木委員】予備校化につきましては、確かこういう御意見だったと思います。70数校も申請がある状態だと、取りあえず短答を突破させないといけない。そうすると、最低ラインをアナウンスしますと、すべてそれはクリアしたいということで必死になるのではないかと。そういうような御趣旨だったと記憶しております。

【小津委員】今の鈴木委員の御説明のとおりだと思います。もう一点、磯村委員の言われたことなのですが、当日の議論でもやや終盤になりまして、ある委員の方が短答式で全体として一定の点数を取っていなければその人は論文を採点してもらえないということがあるのですよねということをやわざわざ指摘されました。途中まではそういうことを意識しないで議論されているのかなという懸念を私自身が持っておりましたので、そういう指摘をされて、改めてそうだということなのだとなと認識しました。それから、最初の時にどうするのだろうという議論がありまして、科目別の委員の方には、恐らく実際に試験問題を作られる立場から、これからまだどんな問題にしようかと考える段階なのに、「あらかじめ」これぐらい易くなるだろうから最低点はこれぐらいだというふうに言うことに対する抵抗感があり、それでいいのかという感じを持たれた方もあったという感じはしました。

【釜田委員】委員の中には設ける必要性があるのかという基本的な問いかけがございました。ない場合に何か変化が起こるのか。その点はどうでしょうか。

【宮川委員】発言された人たちは、すべて最低ラインを設ける必要はないという考えに立っているということではなかったと思います。大方は最初から適正な最低ラインを設定するのは困難であって、数年やってみて、最低ラインを決めていくことが良いのではないかという意見ではなかったかと思います。それから一部の委員が「こういうふうにざっくりと、例えば満点の半分未満の一定の点数というようなものを考えているというのは、新司法試験の短答式試験が基本的で基礎的な問題を幅広く出すということで易くなるという考えが前提になっているのではないか。そうだとすればなだらかな得点分布というのができない。」というようなことをおっしゃったのに、私は少しひっかかったのですが。私は、新司法試験は基礎的な問題を幅広く出すということについては、すでに合意されていることであり、したがって、今よりは合格点が上がるということは当然の前提になっていると思っておりましたので、少し意外に感じました。

【柏木委員】確かに短答式が易くなるだろうという主張の根拠は良く分かりませんでしたね。むしろ、科目ごとの最低ラインを設けるというのは、科目ごとにこれ以下では箸にも棒にもかからないという基準を示すということで、問題が作りやすくなるのではないかという気もしたのですけれども。問題作りというのは

みなさん御経験があるように非常に難しいもので、易しいと思っても難しくなったり、難しいと思ったのが非常に出来が良くなったりしますけれども、やはりある程度の基準があった方が作りやすいのではないかなという気がしました。

【宮川委員】科目別の方々はむしろ逆に捉えておられて、意見の整理にあるように最低ラインを「例えば満点の半分未満の一定の点数にするなど、法曹となろうとする者に必要な最低限の知識を備えているかどうかの判定基準となるように設定するものとする。」とすると、この設定の上で問題を作っていかなければならないこととなり、実際に問題を作るという立場からすると、もう少し自由に問題を作らせてもらいたいという気持ちがあるのかなと感じました。

【磯村委員】難易がどうなのかという問題は、恐らく一つ一つの問題を取れば今より下がるということは言えるだろうと思いますが、今は受験者は取りあえず民法・憲法・刑法に集中して準備するという面がありますので、少し難易度が高くても対応はできるということがありますが、訴訟法も含めて非常に範囲が幅広くなると、それを全般的に問うというのは実は意外に難しいという面もあるかもしれないという気がいたします。絶対的な数字を示すかどうかという問題については前回もちょっと議論になって、私は、科目によって難易度が違うというときに、科目のある種の基準値からどれくらい隔たっているところまで許容範囲にするかというある種の偏差値的な発想というのはあり得るのではないかという議論をさせていただいたと思いますが、その上で、例えば、最初は全然設定しないか、あるいは安全率を見てやや低めに設定しておいて、最低ラインを設定するという趣旨を明確にした上で、数年間の間に経験を踏まえて確定していくという方法があるだろうと思います。一回できた制度を途中で変えるのはなかなか難しいので、科目ごとに最低ラインを設けるという趣旨を明らかにした上で、その設定の数字を見直していくという方がいいかなと思っていたのですが報告検討グループでは議論が違う方向に行っていたのかなというふうに感じております。

【釜田委員】「あらかじめ」ということに疑問を持たれたのですが、ここでは意見の修正が必要かどうかを御検討いただきたいと思います。

【小津委員】それに関連しまして、先日の会議において、「在り方検討グループにおける意見の整理」という資料について、意見の整理はあくまでも在り方検討グループにおける意見を庶務担当において整理したものですので、そこに書いてある表現のまま最終報告書に盛り込むべきであるという案ではないと私は理解しておりまして、そのように会議で確認していただきました。

【中川委員】議論を聞いておりまして、決定的にこれに反対する人はいなかったのですが、ただ、積極的に非常に評価をされる方もいなかった。技術的な面で、

問題を作る立場から見るといろいろと考えるなとは思いましたが、そんなに十分な議論ではありませんでしたので、基本的な線は動かす必要はないと思います。私も磯村委員が言われたように、最低ラインを設けるということは言っておいて、その最低ラインをどのぐらいにするかというのは各年の状況で考えるということで良いのではないかと思うのですが、それでは不安定でしょうか。

【小津委員】試験問題を作った後でこの問題だったら最低ラインはこうだという決め方と、結果が出てからという決め方の両方があります。

【中川委員】むしろ試験の結果が出てから。この状況だったらこの辺ではないかと。

【小津委員】中川委員のその方法だと「あらかじめ」というのを消すべきだということになるのですね。

【中川委員】そうです。「最低ラインを設けます」と。これはアナウンス効果をねらった上でということなのですが。

【磯村委員】私も、「あらかじめ」という方法もあるだろうと思いますが、そうでない方法もやはり考慮すべきなので、意見の整理としては、「あらかじめ」は削除した方が縛りが緩くなっていいかなという気がいたします。

【柏木委員】私も「あらかじめ」は取った方が良いと思います。ただ、今の中川委員のような方式ですと受験生が非常に不安に思うのではないかと思うので、小津委員がおっしゃったように、試験の直前に大体このレベルと発表する方法もあるでしょうし、あるいは、最低レベルを設けるとしてもその趣旨とか方針を発表するとかいろいろとやり方があるだろうという気はするのですが。

【中川委員】最終的にはこの項目について説明文のようなものが載ってくるわけでしょう。その中に、例えば最低ラインというのは少なくとも7割とか8割ぐらいになりそうですよと書いても良いと思いますが、最初から決めるというのはちょっとどうかなとも思ったのですが。

【宮川委員】最低ラインを設けることとすると、各科目についてしっかり基礎知識を修得しておかなければ駄目だよというアナウンス効果があります。ただ、今年は何点、何パーセントであるということを直前になって言うということは、止めたほうがいい。直前に言われたのでは間に合いませんし、今年はこんなに高いのかということで、ある時期から必死に短答式試験のための受験勉強に集中するということも生じかねない。

【柏木委員】逆に、最低ラインが高いと今年の問題は易しいなということで、勉強しなくなるということも考えられます。

【磯村委員】受験者の目から見たときにどういうイメージのアナウンス効果があるかということなのですが、万遍なくやらなければならないというメッセージはもちろん伝わるとは思うのですが、それ以外に最低ラインがこのぐらい低くなっているから、これは手を抜いていいとかという発想にはならないのではないのでしょうか。いずれにせよ総合点で一定点数を取らないと論文の評価をしてもらえないということですので、そのところであまり受験者が動揺するということはないのではないかという気がするのですけれども。

【鈴木委員】定着してくれば、これぐらいという目途がこちらに分かるし、受験者も分かった方が良く思うのですが、最初はこちらも良く分かりませんが受験者も何点だと言われてもどういう問題か良く分からないのですから、受験者のためのアナウンス効果もそれほどないのではないかと。最低ラインというものがあることによって、あまり偏った勉強をしては駄目だよという意味がある。ただ、それについてあらかじめアナウンスするかどうかはその時期ということもありますので、この段階では「あらかじめ」とは決めないということで良いのではないかなと思います。最低ラインを設けるかどうかのところ、宮川委員がおっしゃったように、今度の短答は今までよりは点が高くなるという意識で議論をしてきましたけれども、それがそうではないんだということになると議論の前提が多少変わってくるのではないかと思いますので、その辺をちょっと押さえておかないという気がしております。科目別委員の中でむしろ難しくしようというような方向で議論が進んでいるのかどうか。その辺がちょっと気になる点です。

【宮川委員】一部の委員が「基本的な問題として易しくなれば山は高くなる。それをなだらかにするためには少し難しくしないと駄目だ。」と発言されました。山が高くなるということがなぜいけないか。前回申し上げましたけれども、恐らく80点前後に相当数の人たちが集中するだろうと思います。そういう中で、ある科目については50点あるいは60点しかとれなかったという人については、やはりその分野の法的な知識の修得については相当落ちるものと評価をして切るという試験政策はあり得るので、そういうことで我々は合意したと。ただ、易しい場合に、つまり短答式の合格に必要な成績、総合点がかなり高くなる場合に、最低ラインを設けることが何か意味のある機能を果たすのかということ、疑問が生まれてくる。アナウンス効果だけということになってしまって、それも大したアナウンス効果ではないのではないかという感じもしてくる。そんなに試験制度を複雑にしなくてもいいのかなとやはり感じます。

【釜田委員】そういたしましたら、先ほど来御指摘のありました「あらかじめ」という文言については、意見書の中から削除するというので、後はそのままの

形でよろしいですか。

【小津委員】その後の３行を意見書に書くかどうかというのは問題であろうと思っています。

【宮川委員】最初の数年間をどうするのかという問題については、報告検討グループにおいて意見を言われた方々の多数の趣旨は、少なくとも当初数年間は設けないで状況を見て、その上で最低ラインの在り方を考えるということだったのかと思います。

【小津委員】その点については二つの選択肢があります。一つは、最初の年も含めたその年の試験の結果が出てその得点の分布を見てからここを最低ラインにしましょうというやり方で、それは初年度からでも可能です。もう一つは、この表現を最終報告書で緩めて、しばらくやってから科目ごとの最低ラインを設ける方向で検討するという方法です。

【宮川委員】そうすると当初数年は事後的にやるということですか。

【小津委員】私が申し上げた後者は、そもそも科目別の最低ラインを設けるかどうかもしばらくやってみてから検討することを許容するということです。前者は、設けるものとするが、いずれにしても初めの年はそういうやり方でないと無理でしょうというようなニュアンスです。これまでのここの議論だとむしろ前者ということになろうかと思います。

【釜田委員】ロースクールが立ち上がって教育が始まり、２年ないし３年で修了段階に達し、その際に厳格な修了認定がなされます。その時点では大分変わってくると思うのです。今は具体的な学生像もないし、教育も始まっていませんが、２、３年の後にはおのずと何かきちっとしたものが出来てくるのではないかと思います。現段階では、それに対するアナウンス効果ということを考えまして、「あらかじめ」だけをとってそのままでいくということで、どうでしょうか。

【宮川委員】「例えば」以下も削ったほうが良いかもしれません。

【小津委員】最後の３行を削って。

【柏木委員】３行を削ってしまうのですか。「例えば満点の半分未満の一定の点数とするなど」だけ削除すれば良いのではないのでしょうか。

【小津委員】それでも結構です。

【釜田委員】「この場合の最低ラインは，法曹となろうとする者に最低限度の知識を備えているかどうかの判定基準となるように設定するものとする。」でよろしいですか。

【磯村委員】ただ，一つ気になるのは，「例えば」を外すと元々短答式試験というのはそういう性格を持っていて，その関係が見えなくなりませんか。

【柏木委員】それは多分「最低限度の知識を万遍なく」と入れるとその趣旨が出ると思います。

【釜田委員】「必要な最低限度の知識を万遍なく備えている。」

【磯村委員】あるいは単純に「各法律基本科目について必要な最低限度の」と入れるかですね。

【宮川委員】短答式試験はもう科目は決まっているわけだから。

【磯村委員】各法を具体的に3つを書くということもあるとは思いますが。

【中川委員】最低限度という言葉はいらないかもしれませんね。

【釜田委員】「必要な」とありますからね。

【鈴木委員】ただ，それを取ってしまいますと，やはり合格点との関係で何が違うんですかと。もちろん各科目について必要だよと，それなら各科目ごとに合格ラインを設定すればいいじゃないかというような議論になってしまいますので。

【中川委員】短答式の幅広く基本的な問題をやるという趣旨からしますと，満点の半分以上ということよりも，相当程度の標準に達した点数というニュアンスの方がいいかなと思っていました。「法曹になろうとする者に必要な」とぼやっとしたものではなく，短答式に限って言えば，相当程度の水準に達しているということが必要ですということの方がいいかなと思っていました。次の論文式と同じ話になっていますよね。どこが短答式と論文式と違うのかと。一体として考えるということもできますし，短答式の特徴を出すとするれば，短答式は論分式とはちょっと違うのだということをどこかで表現しないと分かりにくくなる。

【釜田委員】ただ今中川委員から御指摘いただきましたとおり，次のところの論文式でも同じような文章が出てまいりますので，併せて考えていただくのが良いかと思いますがいかがでしょうか。

【磯村委員】ここの表現は恐らく科目ごとに設定するかどうかという話ですので、短答式が総合点として一定程度に達していないといけないというのはおっしゃる通りだと思うんですが、その上で科目ごとにラインを設けるという時には、最低限度というニュアンスが盛り込まれないとちょっとつじつまが合わないのではないかなというように思います。

したがって、「例えば」から「など」までを削除して、「法曹となろうとするものに科目ごとに最低限の知識を備えているかどうかの判定基準となるように設定するものとする」という文言で良いと思います。

【柏木委員】賛成です。

【釜田委員】中川委員，よろしいですか。

【中川委員】別に構いません。

【釜田委員】そういう形で，次の全体の会議に送るということにしてよろしいですか。ありがとうございました。

2点目の，論文式試験における科目ごとの最低ラインの設定について，いかがでしょうか。「あらかじめ」を削除すればよろしいのでしょうか。

【磯村委員】意見の整理の「次回会合において検討する」というのは，この会合のことを指しておりますので，ここで，議論しないといけないと思うのですが，恐らく，趣旨としては，先ほど短答式試験において修文した最後の3行と共通の内容を書き込むということになるのではないかと思いますし，問題は選択科目について特別扱いをするかどうかということですが，全体の議論としては，2問も出るということであれば同じで良いのではないのかというのが，前回の方向であったのではないかと記憶しています。

1問だとちょっと当たり外れがあって怖いという議論を申し上げましたが，恐らく2問になるのではないかという議論でしたので，もし，問題数が2問であったとすると配点が例えば200対100ということで，比重が軽くなるとしても，基準としては同じことで議論できると思います。

【鈴木委員】短答につきましては，満点の半分未満というのが，具体的にこの前出たのですが，論文ではそれは出ませんでしたので，なおペンディングという感じがしたのですが，短答でそれが外れますので，ここでは良いということによりよいでしょうね。

【釜田委員】文章としては「あらかじめ」を削除するだけでよろしいですね。

（異議なし）

【宮川委員】そうすると「公法系，民事系，刑事系科目に」これも削除しなければいけないですね。「論文式試験において科目ごとに」とか。

【釜田委員】そうですね。

【鈴木委員】それを上に入れる形になるのですか。

【宮川委員】選択科目を取ってしまえば。

【鈴木委員】それを取ってしまえば良いわけですね。選択科目を入れるのであれば。

【中川委員】何か分かりにくいですな。それならば，短答式と論文式の項を合体しても良いのではないですか。

【鈴木委員】「それぞれに」と書いてしまえば。

【磯村委員】短答式試験では必要な最低限度の知識というふうに書いてありますが，論文式試験はそうではないと思いますので，論文式的能力に合わせた表現に改める必要があって，論理的構成力とかそういうのを書かないといけないのではないのでしょうか。

【中川委員】それから選択科目もそうでしょうね。

【小津委員】最終的に報告書にどう書くかというのは，庶務担当に案を作っているだけで，もう一度検討してはいかがでしょうか。

【釜田委員】そういうことで，庶務担当でお願いいたします。

次の点ですが，総合評価における短答式試験と論文式試験の比重についてお諮りさせていただきます。

これも11月5日の会議での御意見として，「1対4」というのは少し差があり過ぎるのではないかと，「1対3」というのもあり得るのではないかと御指摘をいただいたところですが，いかがでしょうか。

今，短答式について御議論いただきましたように広く万遍なく求めると言いながら，「1対4」というのは少し軽いのではないかと印象を持たれた委員の方もおられました。「1対3」ではないのかと，もう少し差が縮まっても良いのではないかと。

【磯村委員】前回，短答式の方はあまり差がないのではないかと議論は既にしていたのですが，論文式試験の方の分布がある程度狭い範囲にまとまること

を考慮しますと、短答式試験の結果による逆転可能性というのは、それなりに「1対4」という数字が与えるよりは、意味がある数字のように思います。報告検討会議の議論で、やや私がニュアンスが分かりにくいのは、一方で短答式は割とむしろ軽めにすべきではないかという方向と、しかし、ここでは軽くしてはいけないのではないかという方向が混在しているような印象がありまして、それなりの合格、到達レベルというのを短答式について設定し、かつ、科目別についてもそれなりの点数が出てくるというのであれば、逆にやはり主戦場は論文だというイメージでいってもいいかなという気がします。

【釜田委員】どうでしょうか。

【柏木委員】報告検討会の意見も結局イメージ議論に過ぎずに「4対1」、「3対1」ということの根拠というのはどうもはっきりしなかったわけですが私はやはり短答式は副次的なもので必須の基礎知識を試すものとする、「4対1」ぐらいの影響力で十分なのではないかという気がしました。

【小津委員】前回の議論で出た4対1ということは、論文式の一つの科目と同じぐらいの扱いをするというような大体のイメージで、それが良いかどうかということですが、私もまあまあそれが良いという感じです。

【宮川委員】「3対1」だと基本科目と同じ扱いをするということになりますが、私は「3対1」でも良いかなと思いました。

【小津委員】「3対1」、「4対1」ということについては、「4対1」では開き過ぎだという意見が出ましたけれども、改めてそれだけ伺った時に、例えば、採決を取った時にどちらにいくかというのは、もう一つ良く分からないなという感じはいたします。

【磯村委員】パブリックコメントでも恐らく数字だけ先行していて、こうあるべきという必然性は乏しいかもしれない気がしますね。

【鈴木委員】「4対1」というイメージが、あるいは、各委員ごとにちょっと違うのかなという、短答の点を4分の1にしてしまうというようなイメージを持たれている方もいるのではないかという気がするのです。それでちょっと大き過ぎるのではないかというイメージを持たれているのかという気がしますのが、要するに一科目として扱うのと同じ程度の比重というふうに説明してしまえば、ああそんなものかなということになるのかもしれない。

【小津委員】短答式試験で一定の点数に達していないと論文の答案は見てもらえないんだという前提があって、その上でもう一辺どの程度の配点で、総合評価し

ようかという問題です。

この場合、総合評価の短答式の比率をあまり高くすると、短答式を２回使って、あまりにも短答の比重が重くなり過ぎるような気がします。

【釜田委員】そうしましたら、この会といたしましては、従来どおりの比率で、もう一度報告検討グループへ持ち帰らせていただくとこととして、１１月の今度の会議ではもう一度御検討いただくということにしたいと思います。

それでは、次に「選択科目における共通の基準等について」について御意見を賜りたいと思います。

【小津委員】「共通の基準等」というのは、ここではどういうふうな内容を議論をするべきなのですか。

【宮川委員】例えば、２問出すかという。

【小津委員】「２問出す」というのもまだ決着はしていないわけですね。

【釜田委員】問題数、配点比率とか、試験時間等ですね。

【小津委員】場合によってはレベルについて何か議論するかということですね。

【中川委員】一番大きいのは、選択科目の選択の問題じゃないですか。

【宮川委員】イメージとしては、各法科大学院でパーセンテージとして５０～６０パーセントから１００パーセントぐらい実施されているものを選んでいくということでしょうか。

【磯村委員】具体的にどの科目かを決めるのはこの課題ではないのですが、一般的な方針をここで出すのかどうかということは、一応議論になるかと思います。

また、現在、司法制度改革推進本部で各関係機関に選択科目についての意見調査をしています。その中である特定の分野の人から、「自分の科目はもちろん重要だけれども、試験としての選択科目には馴染みにくいのではないか」というような意見が結構出てきている。例えば、現行司法試験でかつて選択科目であった科目というのはおのずから範囲というのが決まってくるのに対して、新分野の科目というのはその外延が決まらないということや、先生方によって教える内容が違う、各法科大学院にある程度共通する、最大公約数的なものがどれだけ得られるかということから少し難しいかもしれないとか。そういう議論をここでするのかなという気がしております。

【釜田委員】具体的なイメージなしに問題数等をどうするかと言われても難しい

と思いますので、磯村委員がおっしゃったような点も含めて御意見をいただきたい。

【宮川委員】前回議論になっていました基礎法学が選択科目にはなるかならないかということがありますが、まず、司法試験法の第3条2項4号で「専門的な法律の分野に関する科目として」という縛りがあるわけです。この「専門的な法律の分野」というものをどう理解するのかということをし意見交換をして、その上で、選択科目の在り方というのを考えたらどうでしょうか。前回、議論に出ていた法哲学とか法社会学とか、あるいは法制史とかそういう分野というのは、これに入るのでしょうか。

【磯村委員】法学というと広い意味で入るかもしれませんが、法律分野という言葉の時には、入らないのではないのでしょうか。

【柏木委員】「専門的」というのも少し引っかけますね。

【磯村委員】法律学は専門的ではないのでしょうか。

【柏木委員】法学というのは専門的です。しかし、ここでいう「専門的」というのは何かやはり「実務的な専門」を考えているのではないかと思います。もっと法律家というかロイヤーとして専門的なものを考えていると感じたのですが。

【小津委員】立法過程では議論がなかったかどうかは分かりますか。

【横田人事課付】あまり明確な議論がなされたという形跡はございませんが、第3回の法曹養成検討会において法務省側が選択科目について説明している部分がございます。そこでは、選択科目の対象については、「実務的に重要であり、社会におけるニーズが高まっている法律分野を中心に決定されるべきものと考えます」と、法務省が意見を述べさせていただいているものはございます。

ただ、明確に基礎法学を除くという議論がなされていたわけではございません。

【宮川委員】論文式試験は、事例解析能力とか法的分析能力とかそういうものを試そうとしているわけです。その趣旨からも基礎法学は選択科目というものからは少し外れるのかなという感じがします。

私はその基礎法学の分野を司法試験の科目にするという政策は十分あり得ると思うのです。

だから、そういうことについて、立法過程できちんと議論されなかったというのは残念であったと思いますが、こういうふうに立法されたのであれば、法改正の問題は別として、やはり、先端的科目、展開科目を念頭において選択科目を考えざるを得ないのではないかと思います。

【磯村委員】もう一つ実質論として、現在法科大学院のカリキュラムでの一つは、隣接科目それから、その基礎法学科目から少なくとも4単位を必修で取らなければならないというのが、事実上の規範として確立していて、逆にそうであれば試験科目にしなくても各法科大学院で少なくともそういう法分野について勉強できているということもありますので、法科大学院との連携という観点から考えても、あえて司法試験科目にする必要性はないかもしれないと思います。

【小津委員】若干、観念的な議論ですけれども、基礎法学は基礎法学ですので、そこで学んだことは、それぞれの科目に反映されるというふうに言えるのではないのでしょうか。

【柏木委員】あえて異論を唱えると、確かに立法趣旨はありますけれどもそれほどはっきりしないようですので、基礎法学も選択科目に含めたいですね。やはり基礎法学をしっかり勉強をしておきますと実際にプラクティスをやったからの伸びが違うのではないかという気がするのです。

特に実務をやってしまいますと法哲学とか法社会学とかそういう基本的なことを勉強をする暇は全くないわけです。そういう意味からも法科大学院時代に基本的なものの考え方をしっかり確立しておくということも一つ非常に大切なことではないかという気がするのです。

確かに、必修科目に基礎法学を入れているところが多いわけですが、先ほどのアナウンスメント効果ということで、司法試験に入っていないと力を入れて勉強しない学生が多くなるというようなことも考えますと、基礎法学を選択科目に入れておく十分な理由があるのではないかという気がするのです。

【宮川委員】私自身、学生時代に法解釈学の森にさまよってしまって何がなんだが分からないということがありました。その時に川島武宜教授と石村善助教授の法社会学演習をそれぞれ取って、そこで学んでハッと目の前が開けてきて、ああ、法解釈学というのはそんなに客観性があるものではないんだと、それから解釈の技術というのはこういうものなんだということが分かりまして、すごく気が楽になって、それから実定法学の勉強もかなりスピードアップしたという経験があります。ですから、今、柏木委員が言われたことには全面的に賛成なんですが、ただそれを試験科目とするのかということになりますと、法哲学についても法社会学についても、ものすごく多様であり、どんどん発展してその裾野は広がっていく。その広大無辺な中から何を問題に出すのかというのは難しく、かえって試験科目にすることによって、それぞれの学問分野の発展が阻害され固まってしまうことはないのかということを私は感じます。

【柏木委員】おっしゃるとおりなんですけれど、それは、さっき例が出た国際取引法とか国際経済法とか、あるいは環境法とかそういう先端分野についても共通

の問題がありますね。ですから、それと一緒に技術的な問題として議論することができるのではないかという気がします。

【宮川委員】それぞれの先端分野については、選択科目としては、2問解答させるということにしても、学生に与える問題はもう少し多くして、例えば、5問のうちから2問を選ぶとか、4問のうちから2問を選ばせるとかということが考えられるかと思うのです。その共通のやり方として、例えば知財というのはすごく分野が広いけれど、そこの著作権だけに絞るのではなくて、知財全体で試験科目を設定して5問出し、そのうちから2問選ぶというやり方が考えられます。それから労働法だって、倒産法だって、かなり量的には多いと思いますので、そういう方法が考えられると思います。同じようなことが法哲学や法社会学に可能なのかということですが、これはどうですか。

【柏木委員】私も宮川委員と同じような経験を持ちまして、やはり、実務で一番役に立ったのは比較法とそれから法制史と法哲学だったんですね。これは、会社に入ってからとても勉強はできない分野で、やはり、そういう基礎的なものに重点を置かせるというメッセージ効果を持たせるということを実は期待しているのですけれど。

【釜田委員】私も現行の試験にかかわっておりますが、私だけの印象ではなく口述試験をやったたくさんの委員の印象の中に、受験生が歴史や時事問題に非常に弱いということがありました。

例えば10人の学生がいますと、昔の学生諸君であれば、常識のようなことを、3名ぐらいは知っていても後の7名ぐらいは意外な反応というものがあった、今、おっしゃいました比較法とか法制史とか、法哲学とか法社会学とか基礎的なものはロースクールにおいて軽視せずに、十分に鍛えてほしいと思います。

試験科目にならなくても実務に就いた時にもそれは基礎になるんだという、それが役に立つのだということをどこかに書き留めていただいて、今度の最終答申でも良いですけど、それが必要な気がいたします。やはり、今の高等学校の科目が変わったのか、あまり、歴史というものに対する認識というものがない。海外の大学で鍛えられてくるロイヤーは大学4年間で徹底的に鍛えられていますから、同じような法律現象を見るにしても、日本の今から育っていく学生諸君はそれが非常に弱いと、同じ場に出た場合に太刀打ちできない、ずれが起こる、何かそういう感じをここ数年、受けております。

【中川委員】それは、本当の意味でのリーガルマインドというか、要するに法律を歴史的に縦で見えていく見方と、比べてものを横で見えていく見方と、我が国の法律がどのポジションにあるかという本当に基本的なことなんです。法哲学とかいうよりも、共通の、法曹に必要な最低限の資質です。そういう試験問題にすればいいと思います。

別に公法系であろうが何系であろうが、試験の中身が宮川委員がおっしゃった解釈学ではなくて、法曹として円満な常識なり、そういう幅の広い見方で判断していくという問題にすべきだと思います。

それはロースクール全体の問題ですから、ロースクールの教育方針をそういふうに設定すべきだと思うんです。だから、選択科目としてどうだこうだという小さなことではないし、すべての試験の出題がそういうセンスで設定されるべきだと私は思います。

選択科目は本当に良く分からない。考えれば考えるほど良く分からないですけど、これは、試験ということとのギャップが一番大きい分野なんですね。法科大学院は先端的なことをやりたいという意気込みがあります。それを試験という場に持ち込む時に先端的なことをやればやるほど試験はやりにくいというギャップがあって、しかも、実務的であればあるほど試験もやりにくいという問題があります。

本当に、突き詰めて考えれば、さっきから議論が出ています国際法関係、企業法務だとかこんなものは試験に馴染みません。馴染まないものはたくさんあるし、それからローヤリングとかエクスターンシップとかで身に付けたものも試験ができない。そうすると結局、いわゆる隣接法分野として固まっているものを採り入れるしかないのではないかという議論になってくる。そうだとしたもどの程度広く採り入れるのか、今年はこれとこれだということではなくて、受験者が選択できる範囲をできるだけ広くしてあげることが基本かなというような感じがするんですが。

【磯村委員】私も同じような感想を持っています。中間報告案の冒頭にありますように、結局やはり、試験だけでは全部を問うことはできないというある種の割り切りが必要で、しかも、法科大学院でそれについても十分にケアする必要があるということであるとすると、やや技術的な問題になりますけれども、やはり、多くの法科大学院で共通にされるような科目については吸い上げていくことが必要だし、その科目のある程度の試験の範囲とか内容というのは共通項があるんだろうと思います。

その上で技術的な問題として、先ほどお話のあった5問のうちから2問を選択するという方式なのですが、偏差値で調整するとしても、やはり難易度の問題等で少し有利、不利があるということになると、むしろ、ある程度出題範囲を限定した上で、その範囲の中から共通に出すという方が試験制度としてはやりやすいのではないのかというようには思うのです。

【鈴木委員】議論があちらこちらに行ってしまうんですけど、基礎法学的なものを入れるかどうかということに関しましては、法科大学院では幅広い勉強をするということですが、ただ、今、磯村委員がおっしゃたように司法試験でどこまでそれをチェックできるか。さらに、司法試験の科目にならなければ、もう勉強しないということは情けないことではないか、この辺は、基本的には単位認定と

か修了認定できっちりやってもらえれば大丈夫なはずだと考えます。

司法試験の科目に基礎法学を入れるかどうかということになりますと、基本的には本来どうあるべきか。新しい司法試験法の立て方は、検討の過程で法務省の説明に「実務的」とか「社会的ニーズ」というような説明もあったようですけれども、その線で考えますと、やはり、展開先端科目とか隣接法律科目とか、そういうところになるのかという気がします。

基礎法学的なものをきっちりやっていたら、各科目の成績に反映すると言えれば一番良いのですが、逆に中川委員がおっしゃったようにそういうような問題を各科目で出すようにする。全く悲観的に言っているわけではなくて、当然そういった解釈法学とか法哲学的なものをきっちり勉強することによって、特に今度の論文式試験のようなものは、それが、成績に現れるということになると思うんです。結論的には、やはり、今回の司法試験の科目としての選択科目は、実務で必要になってくるであろう法律科目になるのかなという気がします。

【小津委員】私も司法制度改革の流れの中で基礎法学の重要性というのは相当議論があったはずであると思っていましたが、法科大学院で当然やるとは言っても司法試験の方でどう考えるのかということは実際に非常に重要ですので、ある意味本来の在り方として、それぞれの科目の試験のベースとして基礎法学があるのだというメッセージをできるだけ強く司法試験の側から打ち出せないかなと思います。それをどこまで強く言って良いかなというのはありますけれど、可能な限りそういうメッセージを出して、工夫して出せないかなという感じがします。

【釜田委員】そうしましたら、選択科目に関しまして、その他問題数であるとか時間、その他お気付きの点、何でも結構でございますのでおっしゃていただきたいと思います。

【宮川委員】公法系、刑事系を基準として、どの程度のレベルのものを考えれば良いかということなんでしょうね。2問は決まって、配点と時間は少し小さいものにするとか。刑事系、公法系は何時間でしたか。

【横田人事課付】4時間です。

【中川委員】少なくとも公法系、刑事系と同じ程度でないといけないのではないですか。やはり、法科大学院のこういうことに対する取り組みの熱意をシュリンクさせるようなことは良くないと思います。相当程度の比重で見えていますと言うことは必要ではないですか。

【宮川委員】法科大学院で履修する単位数が圧倒的に違いますね。

【中川委員】だからこそと思ったのですけれども。

【宮川委員】公法系の中では憲法と行政法があるわけですが，その憲法や行政法を学ぶのと匹敵するぐらい選択科目でもそれぞれ学んでもらいたいということかと思うのですが。

【磯村委員】恐らく，選択科目の候補になり得るようなものというのは公法系の2分の1弱ぐらい。

そうするとやはり点数的にも「2対1」ぐらいというのが穏当なところかなという気がするのですが，出題の内容にもよるので，2問出すという時に時間だけは同じにするということはあるかなという気がします。

【鈴木委員】その点，私もまだ論文の具体的イメージがわからないところがありますけれど，選択科目についても長文というものを前提としますと，ある程度最低限度の時間というのがあるのではないかと思います。長文のものを読んで書くとすると，ミニマムで一定の時間というものが必要となってくる。それが，2問となると，あまり短くしてしまうと問題が出てくるだろうという気がしますので，時間と配点とにつきましては磯村委員がおっしゃいましたように必ずしも対応する必要がないと思います。

4時間で良いという趣旨ではありませんが，必ずしも対応しなくて良いのではないかというのが私の意見です。

【磯村委員】例えば，執行・倒産法というイメージで考えますと，倒産に至るいろいろな事実関係を説明すると随分長くなると思いますし，労働法も労働協約などの資料を読ませた上で議論するということもあると思いますので，一行問題のことで割り切るとなると，例えば，現在の司法試験と同じような時間ということはある得ると思いますが，2問出す以上は，かなり時間はかかるかなと思います。日程的には大丈夫ですか。

【横田人事課付】4時間になると5日間にせざるを得ないかもしれません。

【鈴木委員】ただでさえ，4日だと長すぎるというパブコメがあります。

【磯村委員】3時間にして，一問をそういう資料を使う問題で，もう一問は割と理論的な面を聞くという問題というイメージだと何とかなるんでしょうかね。そうすると，両方の配点をどうするか難しいですか。

【宮川委員】先ほど中川委員がおっしゃったように，それぞれの法科大学院で選択科目についていろいろ工夫して，そこをしっかりと学ばせて多様性・専門性を指向するという努力をすべきであるというメッセージを出すためには，刑事系や公法系と同じぐらいの配点をするという考え方は十分あり得ると思います。ただ

その場合には、その選択科目として選択するものは、かなり大づかみにならざるを得ないのではないのでしょうか。

そういうものとして選択科目を考えて、配点も同じレベルにするという試験政策は十分にあり得ると思います。

【小津委員】確かに大きくまとめてしまうという選択肢は、考えられないわけではないんですが、法科大学院のカリキュラムが対応できるかという問題もあるのかなという気がしますので、現実はかなり難しいかも知れません。

選択科目というのは割合に多い方がいいのではないかなということを考えると、憲法と行政法を合わせた公法系と同じところまで一科目の選択科目を引き上げるには、なかなか辛いものがあるのではないかと思います。仮に公法系の半分とすると、憲法と同じ位置付けをしたというような見方もできるのではないのでしょうか。

将来的に絶対変えないという趣旨ではありませんが、法科大学院の今の科目を見ておきますと配点は半分ぐらいかなという感じがいたします。時間については、なお議論があり得ると思います。

【釜田委員】いかがですか、公法系2，民事系3，刑事系2，選択科目を1ということでしょうか。

【宮川委員】スタート時は選択科目はそんなに多くないと思いますけれども、司法試験としての選択科目が3つとか4つとかではなくて、もっと将来的には多様に増えていくということをも考えるべきだと思います。いくつかに限定すると各法科大学院でのカリキュラムがそれに集中していってしまうということがあって、そういう事態はあまり好ましいことではない。そういうことも考えると、選択科目をあまり重いものとしなくて、配点でも2分1ぐらいがふさわしいのではないかと思います。

【中川委員】私は、試験というよりも法科大学院の将来を考えているのです。そう言うものの技術的な制約もあるわけだし、それからちょっと本当にそうかなという気がするんですけど、単位数が非常に少ないですね。ばらつきがありますから、平均するとこうなるんだろうけれど、司法試験で取り上げられそうなものは、もう少し高いと思います。

しかし、現実問題として、この程度であれば、大きい比重をかけるのもおかしいなと思います。将来的にいつまでも良いかということはあるし、良く分からないところではありますけれど、ただ、公法系、刑事系と同じと考えた場合、ちょっと比重をかけ過ぎかもしれません。

【小津委員】例えば、小さいことですが、最終報告書を書く場合にも、「法科大学院の現在の準備状況からすれば、現時点ではこれくらいにしたらどうか。」と

いう書きぶりにしておいたらどうでしょうか。

【釜田委員】そうですね。ただ今、小津委員に言っていただきましたような感じで、当調査会の現段階といたしましては、各配点比率としては2対3対2対1ぐらいではないかと、それから、問題数は2問ぐらいではないかと、そうしますと試験時間はどうなるのでしょうか。3時間でしょうか。

【磯村委員】4日間の中で可能な範囲だと3時間というのが合理的な線かと思います。

【宮川委員】3時間というのは、非常に落ち着きの良い数字ではないでしょうか。

【釜田委員】中間報告では選択科目の出題方針等としては、「公平性の観点から何らかの共通する基準を設定することが必要である」というふうに述べているわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

【小津委員】共通の基準という場合、イメージできることとしては、選択科目の数がかなり多くなると、ある科目は非常に難しい、ある科目は非常に易しいというのではいろいろな意味で不都合があるだろうと思いますが、この点は、なるべく易しいものにしろというのも変ですし、なかなか難しいなという気がしていて、言うとなれば法科大学院の教育の実情に沿ったものとするというぐらいが言えるだろうと思います。

特定の法科大学院がすごく難しいことをやっていたとしても、全体としてはこの分野についてはこれぐらいのことをやっているのではないかということやをさぐりながら、当然、出題されるべきでしょうし、それ以上のことは、今の段階でどこまで言えるかというのは難しいと思いますが、他に何かあれば。

【柏木委員】公法系、民事系などとは違って、選択科目の内容によって差があり過ぎるような気がして、共通の基準を押しつけることが適当かどうかについては非常に疑問を感じます。むしろ、それぞれの科目の内容にしたがって工夫すべしという以外にはないのではないかという気がするのですけれども。

【鈴木委員】それぞれの科目にかなりの受験者がいるとなると、場合によっては偏差値による調整をして行くということも考えられるのですね。それがありませんと出題の段階ではそんなに神経質になることはないと思いますけれど。逆にそれが無いと、やはり出題の段階で、言うは易くということはありませんけれども、ある程度レベルを横並びにしておかないといけないという気がします。

【磯村委員】もう一つは、試験の準備に必要な負担量が違い得るという話で、か

つて刑訴がまだ選択科目の時に、国際私法を採るか、刑事訴訟法を選択するかというのでずいぶん違ったのではないかと思うのですけれども、したがって、知財法と経済法と労働法の科目が並ぶ時に、それぞれの科目で、ある科目は簡単に準備できる、ある科目はかなり準備しないとできないというのは、やはりできるだけ避けた方が良くないかと思います。

どこまでそれを定量的に行えるかということと非常に難しいと思いますので、何か理念として、逆に対象を、例えば、経済法という時に非常に細かいところまでやらずに独禁法にするとか、知財法についてもある特定の分野を中心に聞くとかそういうことでやるのかなという感じがします。

【中川委員】 こういう科目は、割合、実務家教員が多いと思うのです。そうするとかなり実務的なことをいろいろ学ぶということも考えられます。

試験との関係では、なかなか難しいから、しかし、それを無視するわけにも行かないし、他の科目とはちょっと出題の仕方を工夫しなければいけないかもしれませんね。非常に論理的なものはもちろん一つあって良いけれども、もう一つはそうでない。

どうなんですかね、実態をもう少し分からないと何とも言いようがないですね。出題内容につきましても。

【宮川委員】 やってみて考えるということですか。

【中川委員】 最後はそうだと思うのですけれど。

【宮川委員】 選択科目の配点の比重を大きくすると影響が大きくなるわけです。科目間の難易度、それから採点の格差が。しかし、これが2分の1ということで抑えるということであれば、ある程度自由に作問して、それぞれの分野で、独自に試験の範囲や何かを考えてやって、後はもう偏差値調整をやると。それで、数年やってみてまた考えるということなのかもしれませんね。

【釜田委員】 ありがとうございます。そんなところでよろしゅうございますか。他にまだございますか。

【磯村委員】 一つだけよろしいですか。我々の意見の整理として、論文についても最低ラインを設ける。選択科目も同じだということになると、そのところで、偏差値調整の話も最低ラインのところまで及ぶということでない、最低ラインに到達しにくい科目と、そうではない科目が出ると公平を失うのではないかと思います。

【釜田委員】 今の御指摘いただきました点は、今日の論文の所に入っていると理解させていただきたいと思います。ありがとうございます。それでは今後の予

定につきましていかがでしょうか。

（庶務担当から，次回報告検討グループの予定及び在り方検討グループの予備日について説明）

【釜田委員】 11月28日の15時30分からお取りいただいております予備日に会合を開くかどうかでございますが。

【宮川委員】 その後はもうないですか。

【横田人事課付】 12月11日に全体会を予定しております。

【宮川委員】 28日の予備日は，一応，予定どおりやりましょうか。

【釜田委員】 それでは，予定どおり3時30分から28日の会合を開くということにさせていただきます。

【宮川委員】 それから，新旧の司法試験の合格者のことなどについては，ここでは意見交換はしておかなくてもよろしいのでしょうか。

【横田人事課付】 この予備日でお取り上げいただいても結構です。

【宮川委員】 予備日にいろんなことについて意見交換をしたらどうかと思います。

【釜田委員】 ありがとうございます。それでは，庶務担当の方で積み残した問題点を整理していただきたいと思います。